

大和市手数料条例の改正案について ご意見をお寄せください

市は、建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項に関する証明書の交付手数料等を定めた「大和市手数料条例」について、一部改正案を作成しました。

つきましては、みなさんからのご意見を募集するため、次のとおり、意見公募手続（パブリックコメント）を実施します。

◇募集期間

令和8年9月14日（月曜）～令和8年10月16日（金曜）（必着）

◇関連資料

「大和市手数料条例の一部改正について」（裏面）

◇意見の提出方法

次のいずれかの方法により、氏名又は法人名等、住所又は所在地及び年代等を明記のうえ、ご意見をお寄せください。

- ① 窓口持参・郵送（下記の問合わせ先へ）
- ② ファクスで送信（ファクス番号046-264-6105）
- ③ オンライン申請（e-kanagawa 電子申請）



（電子申請用二次元コード）

※1. 意見を記入する書式は自由です。

※2. ご持参いただく場合は、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時00分までにお越しください。

※3. 寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、後日市のホームページで公開します。（個々のご意見に対する直接回答はいたしません。）

※4. 電話や窓口での口頭による意見は、受け付けておりませんのでご了承ください。

※5. ご記入いただいたご住所等は、個人情報の保護に関する法律に則り、適正に管理し、ご意見の内容にご不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

<お問合せ先>

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1 大和市役所4階
大和市 まちづくり部 建築指導課 建築審査係
電 話：046-260-5434（直通）
FAX：046-264-6105
時 間：午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日を除く）

大和市手数料条例の一部改正について

1. 改正の理由

- ・市では、市民の利便性向上やデジタル化の推進のため、台帳及び建築計画概要書の閲覧・交付システムを導入し、令和 9 年度から自動で交付を受けられるよう整備を進めています。
- ・交付方法の変更に伴い、交付費用をシステム運用費用等への応分の負担を求める手数料へと見直します。

2. 改正内容（案）

- ・建築基準法第 9 3 条の 2 に規定する建築計画概要書等の写しの交付手数料を新たに設けるとともに、同法第 1 2 条第 8 項に規定する台帳の記載事項に関する証明書の交付手数料についても以下の内容へ見直します。

1）建築計画概要書等の写しの交付手数料（新設） ※証明書として交付

新 設	備 考
400円/件 ・大和市手数料条例第2条(手数料の額) ・別表（第2条関係） （諸証明、写しの交付及び閲覧関係） 建築基準法第93条の2に規定する国土交通 省令で定める書類の写しの交付手数料を 新設	対象は建築基準法第 9 3 条の 2 に規定する書類

2）台帳の記載事項に関する証明の交付手数料（見直し）

現 状	見直し後
300円/枚 ・大和市手数料条例第2条(手数料の額) ・別表（第2条関係） （諸証明、写しの交付及び閲覧関係） 『その他の証明書交付手数料』	400円/件 ・大和市手数料条例第2条(手数料の額) ・別表（第2条関係） （諸証明、写しの交付及び閲覧関係） 建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事 項に関する証明書の交付手数料を新設

3. 改正時期（運用の見直し）

令和 9 年 4 月 1 日から